

令和8年度 見附市新エネルギー【太陽光発電等】補助制度

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減及び新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギー活用システムを設置する費用の一部を補助します。

■ 補助メニュー << 全メニュー申請者自らが利用する設備が対象です >>

対象設備	対象設備の要件	対象者	補助額
太陽光発電システム	住宅の屋上等で太陽光を利用して発電する装置をいう。	個人	1kw あたり 7 万円 上限 28 万円
		事業者	1kw あたり 5 万円 上限 50 万円
エネファームシステム	都市ガス、LPガス、灯油等を燃料とし、燃料電池ユニットおよび貯湯ユニットから構成されるシステムで、発電時の排熱を住宅において給湯に利用する設備をいう。	個人	対象経費の 1/3 上限 20 万円
ペレットストーブ	住宅において木製ペレットを燃料として使用する暖房装置をいう。	個人	対象経費の 1/3 上限の 5 万円
定置型蓄電池	家屋の屋根等に設置する、太陽光発電システムまたはエネファームシステムで発電した電気を蓄えることができる電池で、家屋または敷地内から容易に取り外すことが困難な状態で固定するもの。	個人	対象経費の 1/3 上限 10 万円
電気自動車等 充給電設備 (V2H)	住宅に設置し、電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)と住宅の間で相互に電力を供給でき、太陽光発電システムと連結する設備をいう。	個人	対象経費の 1/3 上限 10 万円

例:エネファーム設置

経費 850,000 円(税込) × 1/3 = 283,333 円 ⇒ 補助額 200,000 円(上限)

※補助金額は千円未満の切り捨てとなります。

※本補助金は、その年度の予算額を上限といたしますので年度途中で終了する場合があります。

ご注意ください！

土砂災害特別警戒区域内の建物への設置は補助対象外です。

■ 補助要件

1. 自ら居住または使用する市内の建築物(新築・既存)でのみ使用するため設置すること。
2. 設置する建築物の敷地および建物等に建築基準法等の違反がないこと。
3. 年度末までに工事を完了し補助金交付請求ができること。
4. 設置後 2 年間、当該システムの運転等に係る稼働状況を報告すること。(V2Hは対象外)
5. 未使用であること。
6. 市税を滞納していないこと。

申請から稼働報告までのながれ

申請

お申し込みの際は、交付申請書と以下の書類を添付し、都市環境課(市役所1F)までご提出ください。

＝提出書類＝

チ		見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付申請書
		対象システムの設置工事に要する費用の見積書および内訳書の写し
エ		対象システムの型式や能力、形状、規格等が載ったカタログや仕様書等の写し
		対象システムを設置する住宅の位置図(住宅地図等)
ツ		対象設備の設置位置が確認できるもの(配置図、平面図等)
ク		対象システムの工事着手前の現況写真(設置予定箇所および家屋全体)
		個人情報の取得に関する同意書
欄		誓約書
		建物種別が確認できる書類の写し

※建築種別が確認できる書類とは⇒ 新築の場合、「建築確認申請書」「確認済証」など
既存の場合、「課税明細書」「固定資産台帳」など

※太陽光発電システムの申請をされるかたはモジュールの施工図も添付してください。

※申請時に見附市外在住のかたは、お住いの市町村の納税証明書も添付してください。

交付決定

都市環境課は予算執行状況を確認し、提出された交付申請書の内容等を審査したうえで交付決定通知書をお送りします。

交付決定通知書を受け取ったら着工してください。

設置工事

※申請書の受付から交付決定通知書の発送まで約10日ほどかかります。

※「着工」とは、対象設備の本体据え付け時点を指します。対象設備に係る配管配線工事や架台取付金具設置工事、住宅の新築工事や対象設備以外の工事については事前に着手していただいて結構です。

実績報告

設置工事が完了したらすみやかに「実績報告書」をご提出ください。

※遅くとも3月上旬には工事を完了し実績報告をしてください

＝提出書類＝

チ		設置工事に要した費用の領収書と内訳の写し
		設置完了後の写真 (①建物の外観がわかるもの ②機器を設置した状態のわかるもの ③設置した機器の銘板のわかるもの)
エ		振込先通帳の写し (金融機関名、支店名、口座番号、名義人がわかるように)
ツ		
ク		
欄		

稼働報告

V2H以外の補助については交付後に稼働状況に係る報告書の提出(実績報告書提出の翌月から24ヶ月)が必要です。

報告書の提出がない場合は、補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。